

私は、日本共産党市議団を代表して、議案第165号 鳥取市一般会計補正予算（第6号）、議案第180号 鳥取市幼保連携型認定こども園に関する条例の一部改正について、議案第233号 鳥取市一般会計補正予算（第7号）、議案第239号 鳥取市職員給与条例等の一部改正について、以上4議案に対し、反対の立場で討論をおこないます。

議案第165号の補正予算には、来年11月開庁予定の新本庁舎の保守・点検・管理・清掃等の業務をできる限り一本化するとし、包括管理業務委託に要する費用が債務負担行為としてあげられています。関連する取り組みとして、本年3月～5月にかけて、包括管理業務委託の市場性の把握や事業内容の検討のため、民間事業者との意見交換、いわゆるサウンディング型市場調査が実施されました。参加事業者からの意見として、包括管理のメリットは、「総合管理会社の実績やノウハウを活かしたスケールメリット」、「発注業務の効率化などによる市職員の事務負担軽減」、「（委託料は増の可能性が有るが）トータルコストの削減が期待できる」、「指揮命令系統が一本化され、各部門が相互に連携・協力する体制が築ける」、「発注者、受注者間の責任分担の明確化」、「ワンストップサービスによる迅速な対応が可能」、「緊急時などの総合対応力向上」などが出されています。一方で、デメリットとしては、「管理コストがかかるため、必ずしも委託料の削減に繋がるものではない」、「市内業者の、市からの直接受託機会の減少」、「契約更新時に、受注者の変更が難しくなる」、「市として、管理ノウハウが減衰する恐れがある」ということが出ています。

包括管理することにより、市内業者の市からの直接受託の機会が減ることや市としての管理ノウハウの減衰という点は看過できません。

管理する事業者は、市内・市外問わず公募型プロポーザルで選定され、地元業者に再委託できる仕様書にしていくと説明されました

が、公契約条例がない本市では、再委託では地元業者への適正な単価が保障されるとは言い切れません。鳥取県ビルメンテナンス協会、鳥取県消防設備協会に説明したところ、包括管理に対する心配の声があったとの報告もありました。市内業者を大事にすべきと考えます。

同じく、債務負担行為として、コールセンター設置・運營業務委託事業費が計上されています。来年3月から開設準備に入り、9月には試行運営、新庁舎への移転と共に本運営されます。市民からの問合せを、電話・FAX・メールにより一元的に受け付け、「よくある質問」というFAQ等により、迅速かつ的確に回答等をおこなう「総合案内センター」として整備するとされています。

目的のひとつに、電話等の対応時間の削減により、職員の専門的業務へ専念できるとありますが、市民からの問合せに答えるのは市職員の基本業務です。市民ニーズの把握・分析により市政への反映を図るという目的についても、自治体職員が直接市民と対話してこそ、市政に反映できるのではないのでしょうか。

それに、コールセンターで対応できないことは各所管課へ転送されます。結局は、市職員の対応となります。推計で8,900時間の削減になると説明されましたが、5年間の運営委託費の限度額は約2億4,600万円、年間で約4,900万円です。これだけの費用をかけて、毎日の業務の中でスキルを身に付けていく機会が無くなることはいかなるものかと思えます。

次に、議案第233号及び議案第239号の職員給与に係る議案です。これは、人事院勧告を踏まえ、給与等の改定がされるものですが、特別職である議員の期末手当引き上げ分が含まれています。そもそも人事院勧告によって議員の期末手当も引き上がることへの市民の理解が得られるかは疑問です。一般職や特別職の期末手当と連動する仕組みがどうなのか、検討する必要があると思えます。

議案第180号についてです。本年4月からの中核市移行により、幼保連携型認定こども園の認定等に係る事務・権限は県より委譲されましたが、今回は、第8次地方分権一括法の公布により、保育所型、幼稚園型、地方裁量型の認定こども園についても新年度から中核市へ委譲されることに伴う条例改正です。

現在、認可保育所や幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育所等において、朝夕の時間帯の保育士の配置要件の緩和や、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者を保育士としてみなすことができる特例が平成32年3月31日までを期限として設けられていますが、今回の条例改正に伴う施設も同様の扱いとなっています。保育士の配置要件の緩和では、保育の質及び子どもの安全・安心は守れず、認めることはできません。

以上、反対の理由を述べて、討論とします。